

令和9年度大分県公立学校教員採用選考試験（秋選考試験）実施要項

大分県教育委員会

1 目 的

大分県公立学校教員を志望する者について、令和9年度採用に当たっての選考資料とするため、これを実施する。

2 選考区分、試験区分及び採用予定者数等

特別選考(Ⅳ)（他県教諭特別選考）

他県の正規教員の優れた知識・技能を教育にいかすため、次の試験区分及び教科・科目等で実施する。

試験区分	採用予定者数	教 科 ・ 科 目 等
小学校教諭	13人	
中学校教諭	11人	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
高等学校教諭	8人	国語、地理歴史〔日本史〕、公民、数学、理科〔物理、化学、生物〕、美術、書道、英語、家庭、農業〔作物・園芸、畜産〕、工業〔機械、電気、建築、土木、工業化学〕、水産〔機関〕、商業、情報、福祉
特別支援学校教諭	4人	小学部、中学部、高等部
計	36人	

※ 小学校教諭には小中学校連携教諭を含む。

※ 小中学校連携教諭で採用された者は、小学校又は中学校に配置し、人事交流を行う。小学校に配置する場合は、原則、学級担任として配置する。

※ 中学校教諭及び高等学校教諭については、上表中の教科・科目等に限る。

ただし、中学校教諭及び高等学校教諭の各教科・科目の合格者は、最大2人とする。

3 受験資格

特別選考(Ⅳ)	次の(1)から(6)までの要件を全て満たす者に限る。 (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格条項に該当しない者 (2) 試験区分に応ずる教諭普通免許状を現に有している者又は令和9年3月31日までに取得見込みの者 水産(機関)教諭志望者は、水産又は商船の高等学校教諭普通免許状及び3級以上の海技士(機関)の海技免状を現に所有している者又は令和9年3月31日までに取得見込みの者（3級以上の海技士(機関)の海技免状については、採用時期の延期を申請し、令和9年3月31日までに取得予定の者を含む） (3) 昭和42年4月2日以降に生まれた者 (4) 県内のどこにでも赴任できる者 (5) 令和8年4月1日から出願までの間に、他の自治体で実施された教員採用選考の最終試験において、合格を得ていない者
	(2)の補足〈試験区分に応ずる教諭普通免許状について〉 ・小中学校連携教諭は、小学校教諭普通免許状及び該当教科の中学校教諭普通免許状 ・特別支援学校教諭は、小学部は小学校教諭普通免許状、中学部は中学校教諭普通免許状、高等部は高等学校教諭普通免許状及び特別支援学校教諭普通免許状又は盲・聾・養護学校のいずれかの教諭普通免許状 ・平成6年3月31日以前において、高等学校の社会科教諭普通免許状を取得した者は、高等学校教諭の地理歴史又は公民を受験できる。 (6) 次のア及びイに該当する者又はウに該当する者 ア 大分県を除く都道府県の公立の学校又は国立大学法人が所管する学校の正規教員（志望する試験区分と同一区分に限る。また、臨時的任用の者は除く。）としての勤務期間が令和9年3月31日現在3年以上(休職・育児休業の期間を除く。)である者 イ 現在、公立の学校若しくは国立大学法人が所管する学校の正規教員（志望する試験区分と同一区分に限る。また、臨時的任用の者は除く。）又は都道府県教育委員会若しくは市区町村教育委員会の正規職員（臨時的任用の者は除く。）として勤務している者（ただし、出願時において休職中の者を除く。） ウ 現在、大分県を除く都道府県の私立小学校又は私立中学校の正規教員（志望する試験区分と同一区分に限る。また、臨時的任用の者は除く。）として勤務しており、その勤務期間が令和9年3月31日現在3年以上(休職・育児休業の期間を除く。)ある者（ただし、出願時において休職中の者を除く。）

(注意) ・採用に際して実施する犯罪事実確認について

採用に際し、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するため犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、教員として採用しないこと等の措置を講じる必要があるため、第2次試験合格者については、特定性犯罪の前科の有無を確認します。なお、「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は、下記（参考）記載の条文を確認すること。

(参考)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

(定義)

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

4 出願等手続

出願の方法は、原則インターネット（大分県電子申請システム）を利用する方法とする。

インターネットに接続できる環境にない等、やむを得ない場合のみ個別に対応するので、(3)の書類の提出先まで連絡すること。

(1) インターネット（大分県電子申請システム）を利用する方法

① 環境の確認

インターネット接続（スマートフォンを含む）、メールの送受信及び書類の印刷（A4サイズのモノクロ印刷）が可能であること。

② 出願期間及び大分県電子申請システムのアカウント作成

出願する選考区分に応じて、出願期間内に、次のURL（もしくは二次元コード）から申請フォームへアクセスし、「ログインして申請に進む」を選択してログインすること。

出願フォームURL

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure-alias/R9kyoin-aki-takentokubetu>



出願期間：令和8年9月18日(金) 9:00 ～ 10月19日(月) 17:15

※ Grafferアカウントを初めて取得する場合は、次のURL（もしくは右の二次元コード）から
大分県電子申請ポータルサイトの「電子申請システムのアカウント作成方法」へアクセスして
Grafferアカウントの作成方法を確認すること。



<https://www.pref.oita.jp/site/denshishinseiportal/denshishinsei-faq0002184756.html>

※ アカウント作成の際は、「申請」後のメールの送受信に使用するメールアドレスを入力すること。

※ 3月以降にメールにて連絡する場合があるので、大学等で割り当てられたメールアドレスは使用しないこと。

③ 大分県電子申請システムによる申請情報の入力

入力項目ごとの指示に従い、間違いのないよう入力すること。

※ 「申請」後は、出願者による申請内容の修正ができないので注意すること。万が一「申請」後に修正の必要が生じた場合は、出願期間内に限り修正を認める。この場合、(3)の書類の提出先に修正依頼の連絡をすること。

※ 申請が受け付けられると登録したメールアドレスに「申請受付のお知らせ」のメールが届く。申請の詳細は、メール文中のURLから確認すること。問い合わせ時に必要になるので、「申請日」と「申請番号」を控えておくこと。

※ 上記審査期間内に「交付物発行のお知らせ」のメールが届かない場合は、(3)の書類の提出先に必ず連絡をすること。

※ システムの操作等で不明な点がある場合は、大分県電子申請システムヘルプデスク（電話 097-506-2457：受付時間 8:30～17:15（土曜日、日曜日及び祝日を除く。））に問い合わせること。

(注意) ア 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けないことがある。

イ 受験料は不要である。

ウ 身体に障がい等があり、試験場において配慮を必要とする受験者（例：車いす使用等）は、願書の「受験上の配慮」欄にその旨を入力すること。

(2) 提出書類

志望する者は、電子申請以外に、次の書類を下記(3)の書類の提出先へ、令和8年10月19日（月）までに郵送または、持参すること（郵送の場合は、令和8年10月19日の消印のあるものまで有効とする。）。

提出物	注意事項等
自己紹介書Ⅰ・Ⅱ	・記入上の注意を参照して作成すること。

※ 自己紹介書Ⅰ・Ⅱの様式は、大分県教育委員会のホームページ

(<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/r9oitakyoin-akisenko.html>) からダウンロードすること。

※ 提出された書類は理由のいかんを問わず、返却しない。

(3) 書類の提出先

大分市府内町3丁目10番1号 大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班（大分県庁舎別館7階）

郵便番号 870-8503 電話 (097) 506-5518

(4) 出願内容の審査と受験票の交付

令和8年10月20日（火）～10月29日（木）に出願内容の審査を行う。審査終了後、令和8年10月30日（金）までに「交付物発行のお知らせ」のメールが届く。メール文中のURLから受験票、写真票、願書をダウンロードし、各自で印刷すること。令和8年11月2日（月）を過ぎてもメールによる受験票が届かない場合は、上記(3)の書類の提出先まで必ず連絡すること。

5 試験日時・場所・内容

教員として必要な人間性を判断するため、以下のとおり試験を実施する。

① 期 日

令和8年11月7日（土）

② 試験場

(i) 大分会場

大分県庁舎別館

大分市府内町3丁目10番1号

電話 (097) 506-5518

(ii) 東京会場

大分県東京事務所

東京都千代田区平河町2丁目6番3号（都道府県会館4階）

電話 (03) 6771-7011

(注意) ア 「(i) 大分会場」または「(ii) 東京会場」のどちらかを選択すること。

イ 受験者の自家用車（二輪車を含む。）による試験場への乗り入れ及び自家用車による試験場への送迎は禁止する。近隣店舗等の駐車場や周辺路上での一時的な駐停車等は周辺住民等の迷惑となるので厳守すること。

- ウ 遅刻した場合は、集合時刻30分以内の遅刻に限り、受験を認める。
- エ 試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。
- オ 携帯電話やスマートフォン等通信機能をもつ機器は、試験場内で使用できない。

③ 試験内容

試 験	内 容 等
面接Ⅱ	・ 個人面接

④ 携行品

携 行 品	注 意 事 項 等
受 験 票	・ 各自で印刷すること。
写 真 票	・ 各自で印刷後、所定の位置に写真を貼付しておくこと。
筆記用具	
時 計	・ 計時機能だけのものに限る。
返信用封筒 1 枚 (第2次試験結果通知用)	・ 180円分の切手を貼り、住所、氏名を明記すること（宛名は「〇〇様」とすること。）。 ・ 封筒の規格は、23.5cm×12cm（長形3号）、糊付き封筒とし、1枚用意すること。 ・ 封筒表左下に受験番号を必ず記入しておくこと。

⑤ 試験結果

試験の結果は、令和8年11月26日(木)午前9時、大分県教育委員会のホームページ
(<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/r9oitakyoin-akisenko.html>) に合格者の受験番号を掲載するとともに、別途受験者全員宛て文書で通知する。

なお、採用予定者数内であっても、試験の成績が著しく低い場合は、合格者とししない。

※ 成績が著しく低い場合：試験の得点率が40%（200点満点中80点）以下に該当する場合

6 配点

面接Ⅱ
200

7 得点等の送付・開示

受験者全員に対して、試験の得点を、各試験の結果の通知とともに送付する（口頭による開示（簡易開示）は行わない。）。

8 合格者の行う手続等

- (1) 試験の合格者は、指定する日までに健康診断書等（所定用紙）を提出すること。詳細は、合格者に対して通知する。
- (2) 選考試験の合格者は、指定する日までに、公立の学校若しくは国立大学法人が所管する学校又は私立学校等において令和9年3月31日現在、正規教員として3年以上勤務していることが分かる、勤務先（公立学校においては任命権者（各都道府県教育委員会又は指定都市教育委員会））が発行する勤務証明書を提出すること。

9 採用及び給与

- (1) 選考試験の合格者は、次の①から③までのいずれかに該当する場合を除き、令和9年4月1日付けで採用するものとする。
 - ① 現在大学（大学院含む）に在籍する者で、令和9年4月1日以降、大学院修士課程、博士前期課程又は教職大学院（以下「大学院修士課程等」という。）での修学を希望する者は、申請に基づき下記ア又はイのとおり採用時期を延期する。ただし、採用時期の延期を希望する場合は、出願申請の該当項目に入力すること。
 - ア 大学院修士課程等に在籍し修学を継続する場合は、最大1年間延期する。
 - ただし、教職大学院の3年制の1年に在籍し修学を継続する場合は、最大2年間延期する。
 - イ 令和9年4月1日以降、大学院修士課程等に進学する場合は、最大2年間延期する。
 - ただし、教職大学院の3年制に進学する場合は、最大3年間延期する。
 - ② 現在大学（短期大学、大学院及び大学の専攻科等を含む）に在籍する者で、上級の教諭普通免許状又は新たな教諭普通免許状の取得（3級以上の海技士の海技免状を含む）のために大学（短期大学を含む）の専攻科等での修学を希望する者は、申請に基づき下記ア～ウのいずれかのとおりで採用時期を延期する。ただし、採用時期の延期を希望する場合は、出願申請の該当項目に入力すること。なお、不明な点がある場合は、5（3）の書類の提出先に問い合わせること。
 - ア 2年制の大学（短期大学を含む）の専攻科等に在籍し修学を継続する場合は、最大1年間延期する。
 - イ 2年制の大学（短期大学を含む）の専攻科等に進学する場合は、最大2年間延期する。
 - ウ 1年制の大学（短期大学を含む）の専攻科等に進学する場合は、最大1年間延期する。
- ③ 上記のほか、採用時期を変更することについて、特にやむを得ない事情があると認められる場合

- (2) 選考試験の合格者であっても、次の①から③までのいずれかに該当する場合は採用しない。
- ① 合格した試験区分及び教科・科目等に応ずる教諭普通免許状を取得見込みの者が、令和9年3月31日までに当該免許状を取得できない場合
 - ② 令和9年4月1日現在において、合格した試験区分及び教科・科目等の有効な普通免許状を有していない場合
 - ③ 大分県教育関係職員健康診断審議会の結果、「就労不可」と判断された場合
 - ④ こども性暴力防止法に基づき行った特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認において、特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合、又は犯罪事実確認に必要な手続き等に対応しない場合
- (3) 願書等の記載事項に虚偽があった場合や、教員としてふさわしくない非違行為があった場合は、合格を取り消すことがある。
- (4) 令和8年4月1日現在の初任給は、教職調整額、義務教育等教員特別手当等を含み、大学卒約282,000円、短期大学卒約263,000円で、採用前の職歴を有する者は、条件に応じて加算される。また、在職期間等により期末・勤勉手当が支給される。この他に扶養手当、住居手当、通勤手当などが実態に応じて支給される。

10 その他

- (1) 荒天等のため、試験の日程を変更する場合は、試験前日の午前10時までに、大分県教育委員会のホームページ(<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/r9oitakyoin-akisenko.html>)に掲載する。
- (2) 大分県公立学校教員採用選考試験に関する問い合わせ先は、「4(3)書類の提出先」とする。ただし、試験当日の問い合わせ先は、各試験場とする。
- (3) 過去の試験問題等は、以下の場所で情報提供している。
大分県情報センター（大分県庁舎本館1階） 電話 (097)506-2285
郵便番号 870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
問い合わせ 9:00～17:00（土曜・日曜日及び祝日を除く。）

※オンラインによる公開（情報提供）を希望する場合等、詳しくは大分県のホームページ

<https://pref.oita.jp/soshiki/11700/jyouhousteikyoku.html>（右の二次元コードよりアクセス可能）を確認すること。



【問合せ先】

大分県教育庁教育人事課

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号

電話 097-506-5518

ホームページ <https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/r9oitakyoin-akisenko.html>



右の二次元コードからホームページにアクセスできます。